

# 津山市立向陽小学校 いじめ問題対策基本方針

令和8年 4月

## めざす子ども像

- ◎すんで考える子
  - ◎自分や周りの人を大切にす子
  - ◎最後までやりぬく子
- ・命の尊さに気づき、かけがえのない命についての考え方や認識を深め広げることができる子  
・自他の大切さを認め合い、高め合い支え合うことができる子

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめの定義「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

### <重点となる取組>

- ・いじめの未然防止
- ・早期発見
- ・いじめへの対処

### 保護者・地域との連携

#### <連携の内容>

- ・生活の様々な機会を通し善悪の判断力の育成を図る。（友だちとのトラブルなどの機会を通して、保護者と連携を図る。）
- ・保護者と連携して、基本的な生活習慣及び規範意識の向上を図る。
- ・携帯電話やインターネットを使うルール作りを行う。
- ・月1回、PTAとしてあいさつ運動をする。
- ・見守りボランティアや児童委員・民生委員、地域の保護司との情報交換会を定期的に行う。

### 学 校

#### 学校いじめ問題対策委員会

- <対策委員会の役割>
- ・いじめの防止や早期発見のための年間計画の計画等。
  - ・相談窓口・いじめへの対応
- <対策委員会の開催時期>
- ・定例会として学期1回及び必要に応じて開催
  - ・対策委員会の内容の教職員への伝達
  - ・職員会議で伝達する。緊急の場合は、終礼で伝達する。

#### <構成メンバー>

- ・校外  
SC、SSW、主任児童委員、青少年健全育成会長、PTA会長等
- ・校内  
校長、教頭、生徒指導、児童支援、養護教諭等

#### 全 教 職 員

### 関係機関等との連携

#### <連携機関名>

- ・津山市教育委員会
- <連携の内容>
- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣
- <学校側の窓口> 教頭

#### <連携機関名>

- ・健全育成会・民生委員・児童委員・見守り隊
- <連携の内容>
- ・地域での児童の様子等について情報交換
  - ・登下校の安全指導等
- <学校側の窓口> 教頭

#### <連携機関名>

- ・津山警察署(二宮駐在所)・学校警察連絡室
- <連携の内容>
- ・情報モラル、防犯教室の計画と実施
  - ・情報交換、連絡会議の開催
- <学校側の窓口> 教頭

## 学校が実施する取組

①

いじめの未然防止

### ◎いじめを許さない態度・能力の育成を図る。

- ・児童の訴える力の育成や、見て見ぬ振りせず互いに支え合う風土を培う。
- ・児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう、道徳教育、人権教育、及び体験活動等の充実を図る。
- 「いじめについて考える週間」を中心として、児童会活動や学級活動等において、いじめをしない・させない・放置しない取り組みを実施する。
- 「ふわふわ言葉キャンペーン」を実施することにより、いじめについて主体的に考える機会を設ける。
- ・インターネット等を通じたいじめに対処するため、小学校低学年から情報モラルについての啓発と指導を行う。
- ・全校朝の会での校長講話、生徒指導担当による話。

### ◎学校の体制

- ・いじめ問題や人権に関する研修の充実。（配慮が必要な児童への対応）
- ・発達障害を含む障害のある児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童、性同一性障害、震災により被災した児童等については、日常的な支援を行い、積極的に研修を実施する。
- ・教育相談の充実。（\*教育相談週間の設定）
- ・アンケート調査等の実施と結果の積極的活用。

②

早期発見

### ◎実態把握

- ・定期的なアンケート調査や定期的な教育相談等を実施することにより、いじめの実態把握に取り組みとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

### ◎相談体制の確立

- ・児童及びその保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、相談室や保健室の利用、電話での相談窓口について周知を図る。

### ◎日常的な観察

- ・休み時間や放課後の児童との会話の中で様子を観察したり、連絡帳や生活ノートなど通して、交友関係や悩みの把握に努める。

### ◎家庭への啓発

- ・いじめの早期発見のためのポイントを載せたパンフレット等を作成・配布して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
- 「いじめ問題対策基本方針」を学校HPに掲載・配布。

③

いじめへの対処

### ◎いじめの発見・通報を受けたときの対応について

- ①相談・通報があった場合は、真摯に傾聴する。また、発見や通報を受けた職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を伝える。
- ②対策委員会は、該当児童から事情を聞き取り、いじめの事実確認を怠らないに行う。
- ③事実を被害・加害児童の保護者に連絡し、協力を得るとともに、学校の設置者に報告し指示を仰ぐ。
- ④児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。

### ◎いじめられた児童とその保護者への支援

- ①徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するなどいじめられた児童の安全を確保する。
- ②状況に応じて、心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得る。
- ③いじめが解決したと思われる場合でも、継続して注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

### ◎いじめた児童への指導とその保護者への助言

- ①いじめた児童に対しては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ②事実関係を保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。

### ◎ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上のトラブルの早期発見に努めるとともに、名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合は、直ちにプロバイダに対して速やかに削除を求める。
- ②情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもインターネットや携帯電話の使用について、ルールを設けるなど協力を求める。
- ③ネット上のいじめとその対処法に関する職員研修を行う。

### ◎いじめの解消について

- いじめの解消については、行為が3ヶ月以上止んでいること、及び本人や保護者に心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等で確認し判断する。